

賠償責任保険 クレジットカードによる保険料一括支払いに関する特約

目次

第1条（この特約の適用条件と保険料の払込方法）

第2条（保険料の払込み）

第3条（継続契約の保険料）

第4条（保険料の返還または請求）

第5条（普通約款の適用除外）

第6条（準用規定）

第1条（この特約の適用条件と保険料の払込方法）

- 1 この特約は、お客様が保険料（この特約条項が付帯された場合の保険料をいいます。以下同様とします。）を弊社が指定するクレジットカード払いの方法により一括して払い込むことについて合意がある場合に適用します。
- 2 第1項におけるお客様は、クレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた方に限ります。

第2条（保険料の払込み）

- 1 お客様は、保険料を保険期間の初日までに払い込まなければなりません。
- 2 弊社は、お客様からクレジットカードによる保険料の払込みの申し出があった場合、弊社がカード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで当該申し出に対する承認をした日（以下、「承認日」といいます。）に、お客様が当該保険料を払い込んだものとみなします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。
 - (1) 会員規約等に定める手続きによってクレジットカードが使用されない場合。
 - (2) 弊社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、お客様が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、かつ、カード会社に保険料が既に払い込まれている場合を除きます。
- 3 第2項の承認がなされる場合において、お客様が保険申込書にクレジットカード情報を記入した場合は、弊社に保険申込書が到着した日の翌営業日に、弊社がカード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで当該申し出に対する承認を行い、承認日を保険料の領収日とします。弊社が第2項に規定するクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行うことができず、承認を行わない場合は、電話または書面によりお客様

に対しその旨を通知します。

- 4 第2項の承認がなされる場合において、お客様がインターネットの保険申込画面にクレジットカード情報を入力した場合は、速やかに弊社がカード会社へ当該クレジットカードの有効性及び利用限度額内であること等の確認を行ったうえで当該申し出に対する承認を行い、承認日を保険料の領収日とします。弊社が第2項に規定するクレジットカードの有効性及び利用限度額内であること等の確認を行うことができず、承認を行わない場合は、インターネットの保険申込画面または電子メールによりお客様に対しその旨を通知します。
- 5 保険料の領収日と保険期間の初日が同一日の場合において、保険料の領収時刻より前に発生した事故による損害に対して、弊社は保険金をお支払いしません。

第3条（継続契約の保険料）

第1条（この特約の適用条件と保険料の払込方法）、および第2条（保険料の払込み）の規定は、継続契約の保険料についても、これを適用します。

第4条（保険料の返還または請求）

- 1 弊社は、普通約款第8条（ご契約時の告知義務）第2項の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、別表1の算式および返戻率により計算した保険料を返還します。
- 2 弊社は、普通約款第8条（ご契約時の告知義務）第1項の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、弊社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- 3 弊社は、普通約款第9条（ご契約後の通知義務）第3項および第4項の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、別表1の算式および返戻率により計算した保険料を返還します。
- 4 弊社は、普通約款第9条（ご契約後の通知義務）第4項の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、弊社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- 5 弊社は、お客様が第2項または第4項の追加保険料の支払いを怠った場合（弊社が、お客様に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその支払いがなかった場合に限り）は、お客様に対する書面の通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合、弊社は保険金をお支払いしません。既に保険金を支払っている場合は、その返還を請求することができます。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じたときより前に発生した普通約款

第2条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害については、この限りではありません。

- 6 弊社は、普通約款第11条（保険契約が無効となる場合）第1項（1）の場合は保険料を返還しません。ただし、弊社が、保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを知っていたにもかかわらず、保険契約を締結した場合は、保険料の全額を返還します。
- 7 弊社は、普通約款第11条（保険契約が無効となる場合）第1項（2）の場合は、保険料の全額を返還します。
- 8 弊社は、普通約款第12条（お客様による保険契約の解約）第1項の規定により、お客様が保険契約を解約したときは、別表1の算式および返戻率により計算した保険料を返還します。
- 9 弊社は、普通約款第18条（保険契約が失効となる場合）の場合は、別表1の算式および返戻率により計算した保険料を返還します。
- 10 普通約款第13条（保険契約の取消し）の規定により、弊社がこの保険契約を取り消した場合には、弊社は保険料を返還しません。
- 11 普通約款第14条（重大事由による解除）第1項（1）の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、保険料を返還しません。
- 12 普通約款第14条（重大事由による解除）第1項（2）から（4）の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、別表1の算式および返戻率により計算した保険料を返還します。

第5条（普通約款の適用除外）

普通約款第15条（保険料の払込方法）、普通約款第16条（保険料の払込み）、普通約款第17条（保険料不払の場合の保険金支払）、普通約款第19条（保険料の返還または請求）の規定は適用しません。

第6条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

別表 1

算式	返還する保険料＝一括払保険料×既経過月数に対する返戻率 既経過月数とは、保険期間の初日から解約日までの既経過月数とします。 なお、1ヶ月に満たない場合は、切り上げて1ヶ月とし、既経過月数に加算します。		
返戻率	既経過月数	返戻率	
	1	85%	
	2	81%	
	3	78%	
	4	74%	
	5	70%	
	6	67%	
	7	63%	
	8	59%	
	9	56%	
	10	52%	
	11	48%	
	12	44%	
	13	41%	
	14	37%	
	15	33%	
	16	30%	
	17	26%	
	18	22%	
	19	19%	
	20	15%	
	21	11%	
	22	7%	
	23	4%	
	24	0%	